

池田町 農業集落排水事業 経営戦略

団 体 名 : 岐阜県 池田町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 (20年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	1101.64 (人/km ²)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	7地区(中谷地区、徳谷地区、大谷地区、大津谷地区、白鳥地区、深歩谷地区、東光寺谷地区)		
処 理 場 数	7箇所(中谷地区、徳谷地区、大谷地区、大津谷地区、白鳥地区、深歩谷地区、東光寺谷地区)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	町中心部を公共下水道事業により整備(一部供用開始、一部整備中)、主に町西部(池田山山麓沿)を集落排水事業により整備(整備・供用開始済)、その他の区域を合併浄化槽設置整備事業により整備。 現在のところ、広域化・共同化、および施設統廃合等最適化の実施はない。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料は、基本料金と世帯構成人員数による加算料金により算出。 基本料金:2,850円(1ヶ月・1世帯当たり) 加算料金:6人まで570円、7人以上1人増すごとに210円(1ヶ月・1人当たり) 使用料金=(基本料金+加算料金)×1.08(消費税等相当) ※1円未満切り捨て 世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、基準日は、毎月1日とする。中途加入者の場合は、加入時の世帯員数とする。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	使用料は、基本料金と事務所、店舗等人員数による加算料金により算出。 基本料金:2,850円(1ヶ月・1世帯当たり) 加算料金:6人まで570円、7人以上1人増すごとに210円(1ヶ月・1人当たり) 使用料金=(基本料金+加算料金)×1.08(消費税等相当) ※1円未満切り捨て 事務所、店舗等の人員の確認は、日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302 2000)」によるものとし、延べ面積より算出。個人住宅と事務所が同一建物の場合は、両方の人員を合わせた人員とする。				
その他の使用料体系の 概要・考え方					
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,788 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,122 円
	平成26年度	4,924 円		平成26年度	4,264 円
	平成27年度	4,924 円		平成27年度	4,260 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	水道課職員数は平成28年度現在、11人。うち課長1人、水道係4人、下水道係5人、下水道技術管理係1人。
事業運営組織	水道課は水道係、下水道係、下水道技術管理係より構成され、業務は水道係が水道事業、下水道係および下水道技術管理係が下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽設置整備事業を担当するが、一部業務は各係相互で兼務して行っている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務(処理施設及び機器保守点検業務、水質サンプリング検査、緊急通報監視業務、中継ポンプ点検、廃液運搬処分)、処理施設汚泥引抜清掃業務、電気工作物保守管理業務、消防設備保守点検業務を民間業者に委託維持管理業務を個別から一括発注に切り替える等、経費削減に努めている。
	イ 指定管理者制度	現在まで、指定管理者制度に関する取組は行われていない。
	ウ PPP・PFI	現在まで、PPP・PFIに関する取組は行われていない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在まで、エネルギー利用に関する取組は行われていない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	東光寺谷地区処理場屋根に太陽光パネルを設置。太陽光発電設備設置事業使用量として、75,800円/年の収入。(※池田町有施設における太陽光発電設備設置事業基本協定による。東光寺谷処理施設は屋根貸しによる収入のため少額となっている。)

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

平成26年度決算「経営比較分析表」(平成27年度策定・公表)を添付。

2. 将来の事業環境

(1) 水洗化人口の予測

- ・将来の行政区域内人口をコーホート要因法により算出し、処理区域内人口を現況の行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合で算出した。
- ・水洗化人口は、処理区域内人口に水洗化率を乗じて算出した。
- ・水洗化率は、平成37年度に99.0%となるよう、現況(H27:92.3%)より増加するものとした。また、深歩谷地区の拡張工事を平成35～37年度に行い、平成37年度には処理区域内人口を現況の区域内人口より45人増加させるものとする。
- ・行政区域内人口は減少傾向となり、処理区域内人口も、現況(H27)から目標年度(H38)までの期間で、4,715人から4,618人まで97人の減少となるが、水洗化人口は、水洗化率の上昇により、現況(H27)の4,354人からH37までは4,591人まで増加、目標年度(H38)には4,573人に減少し、現況(H27)からは219人の増加となる。
- ・本計画目標年度の平成38年度の水洗化人口は4,573人。

(2) 処理水量、有収水量の予測

- ・処理水量は、一人一日平均処理水量(原単位)に処理区域内人口を乗じて算出した。一人一日平均処理水量(原単位)は、過去5年の実績がほぼ横ばいで推移しているため、最新年度(H27)実績の381.5L/人・日で一定とした。また、水洗化考慮の処理水量は、水洗化人口に一人一日平均処理水量(原単位)を乗じて算出した。
- ・本計画目標年度の平成38年度の処理水量は、現況(H27)の1,799m³/日から、1,762m³/日まで減少となる。また、平成38年度の水洗化考慮の処理水量は現況(H27)の1,661m³/日から、H37までは1,751m³/日まで増加、目標年度(H38)には1,745m³/日に減少する。
- ・有収水量は水洗化考慮の処理水量に有収率を乗じて算出する。有収率は、過去5年の実績がほぼ横ばいで推移しているため、最新年度(H27)実績の89.2%で一定とした。
- ・本計画目標年度の平成38年度の有収水量は、現況(H27)の1,481m³/日から、H37までは1,562m³/日まで増加、目標年度(H38)には1,557m³/日に減少する。

(3) 経営状況の見通し

- ・将来の料金収入は、推計した有収水量に使用料単価を乗じて算出する。料金収入の見通しは有収水量と同様の傾向を示し、平成37年まで増加、それ以降減少となり、1.16～1.21億円の間で推移すると考えられる。
- ・水洗化考慮の処理水量の変動が少ないことから、費用においても維持管理費は変動しないものとする。
- ・企業債の償還は今後、計画目標年度の平成38年度頃までは1.4～1.7億円/年程度必要となるが、その後は減少傾向となる。償還の財源は基準内繰入金により賄うことが必要である。
- ・建設改良工事として、処理施設および管路で2千万円/年程度の機能保全対策工事、平成35～37年度には深歩谷地区の1.6千万円/年程度の拡張管渠工事を計画している。財源には、国庫補助金のほか、企業債借り入れも行う予定。

経営比較分析表

岐阜県 池田町

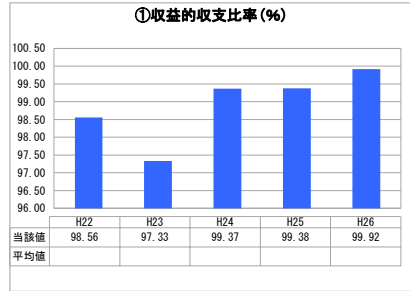
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	19.72	88.51

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
24,690	38.80	636.34
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,866	4.28	1,136.92

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



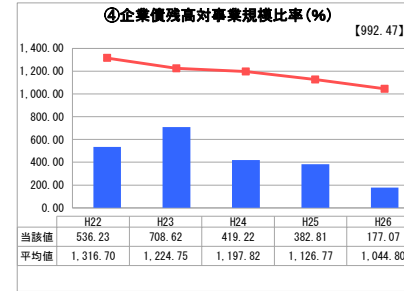
「単年度の収支」



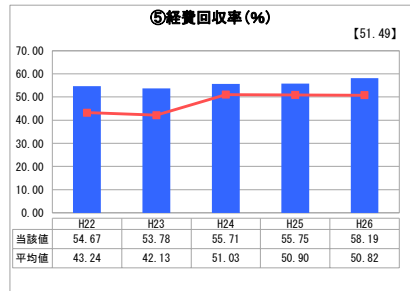
「累積欠損」



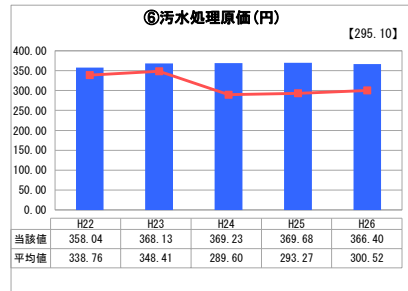
「支払能力」



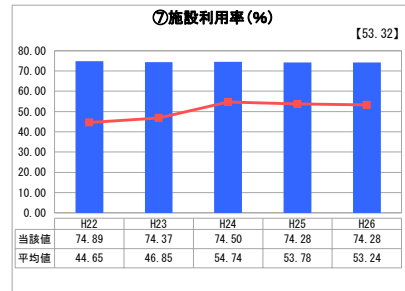
「債務残高」



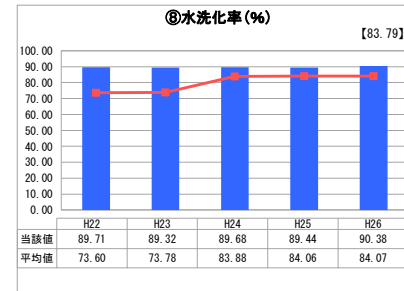
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

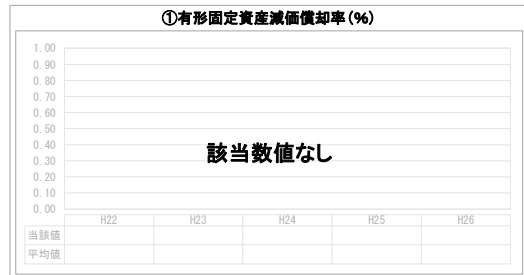


「施設の効率性」

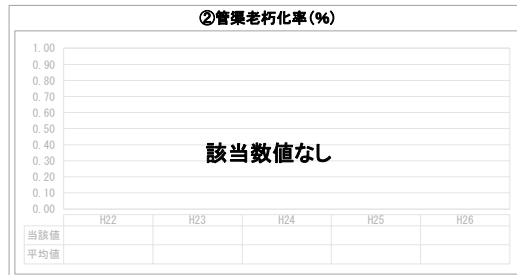


「使用料対象の捕捉」

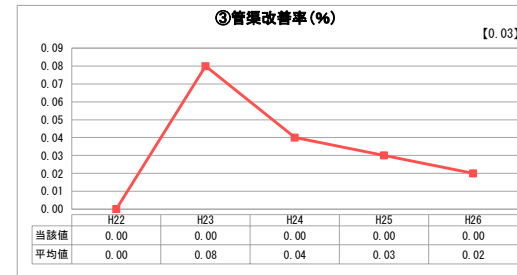
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

全地区が整備済みであり、現在の経営状況をそのまま表している数値となっている。企業債の償還を一般会計からの繰入で賄っている状況である。汚水処理費に関する数値が類似団体平均より高くなっている原因としては、大雨時の不明水流入による施設への流入水増加等による維持管理費の増加が考えられる。今後経営の健全性・効率性を確保するため、管路修繕等により不明水流入を抑えることによる維持管理費の低減に加え、接続率の向上を目指す。

2. 老朽化の状況について

平成9年度から平成14年度にかけて供用開始されており、比較的新しい施設ではあるが、機械設備の更新が増加傾向であったため、平成25年度に最適整備構想を策定済み。施設の状況を勘案しつつ施設の長寿命化を目指す。

全体総括

現在の経営状況から、汚水処理費の低減及び接続率向上による使用料収入の増額を目指すことが目標となる。また最適整備構想による結果等を踏まえ、経営戦略を早期に策定することにより、持続可能な経営体制を目指す。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

3. 経営の基本方針

池田町下水道事業に関わる計画の名称及び計画の目標

計画の名称：「池田町における循環のみの実現」・・・池田町社会資本総合整備計画(水の安全・安心基盤整備)
計画の目標：下水道整備を行い、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。

池田町第5次総合計画－池田町の基本理念

まちづくりの目標(池田町の基本理念)：安心、生きがい、未来、快適、健全、活力
まちづくりの目標「健全」のめざすまちの姿と施策、実現方策
めざすまちの姿：「効率的な行政経営がなされ健全な財政となっているまち」
施策：池田町財政の健全化を図る
実現方策：歳出経費節減合理化の推進、積極的な自己財源の確保

上記を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針を以下のとおりとする。

<効率的な事業執行>

限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行い、業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組む。
包括的民間委託等、より効率的な民間委託の活用を検討する。

<収入の確保と財政負担の適正化>

財政基盤強化のため、収入確保と一般会計の負担区分の適正化を図る。
収入確保のため確実に使用料を徴収するとともに、適正な料金設定・改訂を随時行う。

<水洗化の促進>

公共用水域の水質保全のため、水洗化率の向上に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<投資の目標に関する事項>

本事業の施設は平成9年度から14年度にかけて供用開始されており、比較的新しい施設ではあるが、機械設備の更新が増加傾向であったため機能診断調査を行い、平成25年度に「農業集落排水施設最適整備構想」を策定した。これに基づき今後、施設の長寿命化を図る機能保全対策を進めていくこととする。
「最適整備構想」では、施設機能診断評価結果から、対象となる施設の健全度や管理レベルに応じた対策工法について、経済性などを考慮しながら採用するシナリオの選定を行い、平成65年度までの40年間の機能保全コストを算定している。これを基に投資の目標額を設定する。
また、機能保全対策に加え、処理区のうち深歩谷地区の拡張管渠工事を平成35～37年度に行い、処理区域を拡張(+4.2ha)する。

<管渠、処理場等の建設・更新に関する事項>

管渠の機能保全対策は、管路は既存施設を活用しながら施設の機能回復・性能向上を図る更生工法(非開削)、蓋及びマンホールは老朽化した全ての施設を廃用し新たに設置する敷設替え工法とする。

処理施設(鉄筋コンクリート構造物)の機能保全対策は、表面の劣化部除去・断面修復を行う方法及び防水・防食被覆工とする。また機械・電気設備の対策は、設備交換とする。なお、機械・電気設備の対策費は、維持管理委託業務と合せて修繕として行うことが効率的・経済的なことから、修繕費に計上とする。

機能保全コスト(投資額)は、40年間で約8.3億円。

また、深歩谷地区の拡張管渠工事のコストは平成35～37年度の3年間で47百万円。

<投資の標準化に関する事項>

「最適整備構想」の機能保全コスト(40年間)では、年度により投資コストの集中、ばらつきがあるため、これを標準化して2,090(万円/年)の投資計画とする。
また、深歩谷地区の拡張管渠工事のコストも平成35～37年度で標準化し、1,567(万円/年)の投資計画とする。

② 収支計画のうち財源についての説明

<財源の目標に関する事項>

機能保全対策工事の財源は、国庫補助金(工事費の50%)、及び企業債(工事費の50%)とする。

<使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項>

人口減少により今後の使用料収入減が予想されるため、水洗化率(接続率)の向上に努め、使用料収入の減収を抑制する。また一般会計繰入の負担割合が大きいため、将来的に負担割合の適正化を図れるよう、本計画期間以降には料金改定を検討する。

<企業債に関する事項>

機能保全対策工事の財源の50%を企業債対象とする。但し、深歩谷地区拡張管渠工事については財源の45%を企業債対象とし、残り5%は地元負担金とする。償還期限は、下水道事業債の貸付条件が平成27年度より延長され40年まで認められている。機能保全対策工事は処理施設のうちの鉄筋コンクリート構造物および管路が対象で耐用年数40年以上のため、償還期限40年とする。

<繰入金に関する事項>

汚水処理費のうちの資本費の一部を対象額とする基準内繰入金を「地方公営企業繰入金について(通知)」(総務省)に基づき算定。

<資産の有効活用に関する事項>

土地・施設等利用として、これまで実施している東光寺谷地区処理場屋根への太陽光パネル設置を継続する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<民間の活力の活用に関する事項>

現状の施設維持管理業務の民間委託を継続し、一括発注による経費削減等、包括的民間委託の検討を進めていく。

<職員給与費に関する事項>

現在、職員給与費は集落排水事業会計で計上されておらず、一般会計で計上されている。集落排水事業会計の職員給与費は0とする。

<動力費、薬品費、修繕費、委託費に関する事項>

過去の実績より、処理水量の増減が動力費の増減と必ずしも一致せず、また処理水量の増減も当面は比較的少ないことから、基本的には過去5年間の平均費用により算定。

なお、薬品費は処理施設の維持管理委託業務費に含まれており、委託費に計上されている。また、「①収支計画のうち投資についての説明」にも記載のとおり、処理施設機械・電気設備の機能保全対策費は、維持管理委託業務と合せて修繕として行うことが効率的・経済的なことから、修繕費に計上とする。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		(決算)	(決算)												
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	364,687	351,522	367,976	365,973	359,113	359,156	359,196	359,238	359,280	358,755	355,120	349,319	331,786	
	(1) 営 業 収 益 (B)	115,895	115,418	116,089	116,714	117,476	118,239	118,933	119,349	119,904	120,528	120,944	121,429	121,013	
	ア 料 金 収 入	115,895	115,418	116,089	116,714	117,476	118,239	118,933	119,349	119,904	120,528	120,944	121,429	121,013	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	248,792	236,104	251,887	249,259	241,637	240,917	240,263	239,889	239,376	238,227	234,176	227,890	210,773	
	ア 他 会 計 繰 入 金	243,891	236,104	251,887	249,259	241,637	240,917	240,263	239,889	239,376	238,227	234,176	227,890	210,773	
	イ そ の 他	4,901													
	2 総 費 用 (D)	228,058	212,019	225,147	220,083	210,093	206,934	203,701	200,394	197,012	193,558	190,108	186,723	183,532	
	(1) 営 業 費 用	180,056	166,944	183,065	181,062	174,190	174,190	174,190	174,190	174,190	174,190	174,190	174,190	174,190	
	ア 職 員 給 与 費														
	イ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	180,056	166,944	183,065	181,062	174,190	174,190	174,190	174,190	174,190	174,190	174,190	174,190	174,190	
	(2) 営 業 外 費 用	48,002	45,075	42,082	39,021	35,903	32,744	29,511	26,204	22,822	19,368	15,918	12,533	9,342	
ア 支 払 利 息	48,002	45,075	42,082	39,021	35,903	32,744	29,511	26,204	22,822	19,368	15,918	12,533	9,342		
イ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	136,629	139,503	142,829	145,890	149,020	152,222	155,495	158,844	162,268	165,197	165,012	162,596	148,254		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	280	1,680		2,961	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	36,567	36,567	36,567	20,900	
	(1) 地 方 債				2,961	10,450	10,450	10,450	10,450	10,450	17,500	17,500	17,500	10,450	
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金														
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金				10,450	10,450	10,450	10,450	10,450	18,284	18,284	18,284	18,284	10,450	
	(6) 工 事 負 担 金	280	1,680								783	783	783		
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	136,909	141,183	142,829	148,851	169,920	173,122	176,395	179,744	183,168	201,764	201,579	199,163	169,154	
	(1) 建 設 改 良 費		1,347		2,961	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	36,567	36,567	36,567	20,900	
	イ ち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	136,909	139,836	142,829	145,890	149,020	152,222	155,495	158,844	162,268	165,197	165,012	162,596	148,254	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 136,629	△ 139,503	△ 142,829	△ 145,890	△ 149,020	△ 152,222	△ 155,495	△ 158,844	△ 162,268	△ 165,197	△ 165,012	△ 162,596	△ 148,254		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収支再差引	(E)+(I) (J)													
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)													
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	黒字 (P)													
	(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$													
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	99.9	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	115,895	115,418	116,089	116,714	117,476	118,239	118,933	119,349	119,904	120,528	120,944	121,429	121,013
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)	112,139	364,687	351,522	367,976	365,973	359,113	359,156	359,196	359,238	359,280	358,755	355,120	349,319
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	112,139	115,895	115,418	116,089	116,714	117,476	118,239	118,933	119,349	119,904	120,528	120,944	121,429
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	2,196,106	2,056,269	1,913,440	1,770,511	1,631,941	1,490,170	1,345,124	1,196,730	1,044,912	890,165	735,603	583,457	445,651

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分		243,891	236,104	251,887	249,259	241,637	240,917	240,263	239,889	239,376	238,227	234,176	227,890	210,773
うち基準内繰入金		165,789	152,624	168,934	165,861	157,693	156,428	155,279	154,608	153,699	151,321	146,972	140,339	124,302
うち基準外繰入金		78,102	83,480	82,953	83,398	83,944	84,489	84,984	85,281	85,677	86,906	87,204	87,551	86,471
資本的収支分														
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
合 計		243,891	236,104	251,887	249,259	241,637	240,917	240,263	239,889	239,376	238,227	234,176	227,890	210,773

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

財政計画については、投資計画等を今後50年程度を見通したうえで計画しており、投資計画としては計画期間以降も施設の長寿命化を図る機能保全対策を継続していく。

水需要の動向に関しては、計画期間内までは水洗化率の向上を図ることとしており、処理区域内人口が減少傾向となるが、水洗化人口、有収水量はほぼ横ばい傾向と予想される。しかし計画期間以降は水洗化率がある程度上限に達し、水洗化人口、有収水量は減少傾向と予想される。これより、使用料収入の減少を抑制し一般会計繰入の負担割合を軽減するため、計画期間以降に料金改定を計画する。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化、および施設統廃合等最適化の具体的な計画はないが、今後、維持管理費等、経費負担の増減の状況を考慮して、一部統合等を検討していく。
投資の平準化に関する事項	投資計画を今後50年程度を見通したうえで計画しており、投資の集中を避けるため、工事費を平準化している。計画期間以降も計画期間と同様に管渠、施設の機能保全対策工事を進めることとし、同程度の投資額を見込んでいく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在のところ、PPP/PFIなど民間活力の活用に関する具体的な取組の計画はない。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	計画期間以降、有収水量が減少傾向となり、使用料収入の減少が予想されることから、将来の使用料収入と経費負担の状況を考慮して、料金改定を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	現在、土地・施設等利用として東光寺谷地区処理場屋根に太陽光パネルを設置し、太陽光発電設備設置事業使用量収入を得ているが、今後も継続する。その他のエネルギー利用、土地・施設等利用についても検討していく。
その他の取組	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設維持管理業務の一括発注による経費削減の他にも包括的民間委託の検討を進めていく。
職員給与費に関する事項	現在、職員給与費は集落排水事業会計で計上されておらず、一般会計で計上されている。また、当面は、組織、人員の再編予定もないため、従来通り、職員給与費の計上は0とする。
動力費に関する事項	電力自由化の活用による動力費の軽減、施設統廃合による動力費の軽減等を検討していく。
薬品費に関する事項	現在、薬品費は処理施設の維持管理委託業務費に含まれており、委託費に計上されている。維持管理業務の一括業務に含めることにより経費削減が図られるため、今後も継続する。
修繕費に関する事項	処理施設機械・電気設備の機能保全対策費は、維持管理委託業務と合せて修繕として行うことが効率的・経済的なことから、修繕費に計上しており、今後も継続する。
委託費に関する事項	施設維持管理業務委託の一括発注による経費削減の他にも統合できる委託業務を検討し、経費の削減、業務の効率化を図る。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度進捗管理(モニタリング)を行い、5年に一度を目安として、見直し(ローリング)を行うこととする。 ・PDCAサイクルを活用し、計画、実施、検証、見直しを継続して行う。 ・各種の経営指標等を活用した同種企業との比較や各関係者からの意見聴取を行い、経営の健全化・効率化に取り組む。
---------------------	---